

## 愛知県立大学名誉教授称号授与規程

(趣 旨)

第1条 学校教育法第106条に基づく愛知県立大学名誉教授の称号授与については、この規程の定めるところによる。

(選考機関及び基準)

第2条 名誉教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、60歳を超えて本学を退職した者について、教育研究審議会が行う。

(1) 本学の教員として7年以上勤務し、教育上又は学術上功績のあった者

(2) 本学の教員として教育上又は学術上の功績が特に顕著である者及びそれと同等の資格を有すると認められた者

(3) 本学の学長として特に功績があった者

2 前項の規定にかかわらず、60歳に満たずに本学を退職した場合であっても、本学の教授として15年以上勤務し、教育研究審議会が教育上又は学術上の功績があると認めた者については、名誉教授の称号を授与することができる。

3 前項の本学の教授としての勤務年数には、本学の准教授その他の勤務年数を、次のように通算することができる。

(1) 本学の准教授としての勤務年数は、その3分の2

(2) 本学の常時勤務の講師としての勤務年数は、その2分の1

(3) 本学の助教としての勤務年数は、その3分の1

(手 続)

第3条 前条の第1項第1号及び第2号並びに第2項の該当者があるときは、当該学部長は、教授会の同意を得て学長に推薦するものとする。

2 前条の第1項第3号の該当者については、教育研究審議会委員の3分の1以上の発議を必要とする。

(称号授与)

第4条 学長は前条の推薦又は発議があったときは、教育研究審議会の議を経て、名誉教授の称号を授与する。

2 教育研究審議会の審議は、功績調書及び履歴書に基づいて行う。

3 教育研究審議会の議決は、愛知県立公立大学法定款第22条第6項の規定に基づいて、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(証書交付)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式による証書交付によって行う。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 第2条の「本学」には、本規程施行前の愛知県立大学及び愛知県立看護大学を含む。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月22日から施行する。